

令別表第一		防火対象物の用途	選任の基準	
(1)	イ	劇場、映画館、観覧場、演芸場	30人以上	
	ロ	公会堂、集会場		
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブなど		
	ロ	遊技場、ダンスホール		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗		
	ニ	カラオケボックスなど		
(3)	イ	待合、料理店、これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
(4)		百貨店、マーケットなどの物品販売店舗		
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所		50人以上
	ロ	寄宿舍、共同住宅		
(6)	イ(1)	特定診療科目を有する病院		30人以上
	イ(2)	4床以上の診療所		
	イ(3)	(1)以外の病院・有床診療所		
	イ(4)	無床診療所、無床助産所		
	ロ(1)	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設など	10人以上	
	ロ(2)	救護施設		
	ロ(3)	乳児院		
	ロ(4)	障害児入所施設		
	ロ(5)	障がい者支援施設		
	ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センターなど	30人以上	
	ハ(2)	更生施設		
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設など		
	ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設など		
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設など		
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	30人以上	
	(7)		小学校、中学校、高等学校、大学など	50人以上
(8)		図書館、博物館、美術館	50人以上	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		
(11)		神社、寺院、教会		
(12)	イ	工場又は作業場	50人以上	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫		
(15)		前各項に該当しない事業場		

(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30人以上※
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50人以上
(16)の2		地下街	30人以上※
(16)の3		準地下街	
(17)		指定重要文化財など	50人以上

※(6)項ロを含む場合は10人以上

☆収容人員にはその防火対象物の利用者等のほか、常時従事する従業員の数も含まれる。

新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が50人以上のもの	
イ	地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万㎡以上である建築物
ロ	延べ面積が5万㎡以上である建築物
ハ	地階の床面積の合計が5千㎡以上である建築物